

神奈川県GREEN×EXPO子ども招待事業実施規約

(目的)

第1条 2027年国際園芸博覧会（以下「エキスポ」という。）において、未来を担う子どもたちが保護者等とともに環境について考え、体験するきっかけをつくり、地球規模の課題を自分ごととして捉え、新たなグリーン社会への意識を高めることができるよう、神奈川県（以下「県」という。）が、県内在住かつ横浜市以外に在住の子どもたちにエキスポのチケットIDを配付する、神奈川県GREEN×EXPO子ども招待事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本実施規約を策定する。

(定義)

第2条 この規約において「チケットID」とは、エキスポの入場に必要となるIDである。

(配付対象者)

第3条 本事業の対象者は次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 申請時点で神奈川県に在住かつ横浜市以外に在住の者
- (2) 令和9年4月1日時点で満4歳から満18歳の者
ただし、満18歳の方については令和9年3月31日までに申請した場合に限る。
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者
 - イ 既に本事業においてチケットを配付された者

(配付するチケットID等)

第4条 本事業において配付するチケットIDは、配付対象者1人につき1枚の配付とする。

- 2 知事は、申請者が申請した配付対象者について、次条4項で定める本人確認書類により同一の者であることを審査したのち、申請者へチケットIDを配付する。

(申請者等)

第5条 本事業の申請者は、次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 配付対象者の保護者（親権を行う者、未成年後見人、里親（別表1掲げるものに限る。以下同じ。）、世帯主、その他の者で、配付対象者を現に監護する者をい

う。)

- (2) 世帯主である配付対象者
- (3) 配付対象者が施設(別表2に掲げるものに限る。以下同じ。)へ措置等がなされ、当該施設に入所している場合は施設の責任者(以下「施設長」という。)
- 2 申請者は、複数人の配付対象者分をまとめた申請(以下「複数人申請」という。)をすることができる。
- 3 申請は、本事業専用の申請フォームにより行うこととし、それにより難しい場合は郵送申請書(様式第1号)の提出により行うこととする。ただし、申請者が施設長の場合は、第5項に規定する方法によることとする。
- 4 申請者(施設長を除く。)は、申請者及び配付対象者の本人確認書類として、次の各号に掲げる書類のいずれかの写しを添付しなければならない。
 - (1) 本人確認情報が記載された個人番号カード、運転免許証、住民票(世帯主及び続柄が記載され、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもので3か月以内に発行されたもの)、在留カード
 - (2) 里親の場合には、里親登録書の写し及び「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」に定める受診券
 - (3) その他知事が前号に準ずるものとして特に認めるもの
- 5 施設長が申請する場合は、県又は市町村に申し出ている施設の施設名、施設住所、施設長名を取りまとめた施設リストによる確認を行った上で、施設用申請書(様式第2号)及び配付対象者一覧表(様式第3号)を提出しなければならない。
- 6 申請受付期間は、令和8年9月1日から令和9年9月5日までとする。ただし、郵送で行う場合は、令和8年9月1日から令和9年9月5日までのいずれかの日の消印が押印されているものを有効なものとして受け付けることとする。

(審査等)

- 第6条 知事は前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、配付対象であると認めたときはチケットを配付する。
- 2 複数人申請をした者には、審査結果をまとめて通知する。ただし、決定権者の決定時期に7営業日以上の変異がある場合は、チケットの配付が決定したものから通知し、同通知にチケットの配付時期が異なる旨を明示する。
 - 3 知事は、申請者が申請した内容に不備があると認めるときは、申請者に対し、その補正を求めるものとする。
 - 4 知事は、チケットが不配付となった者が、第3条に規定する要件に該当していることが判明した場合には、不配付とした審査結果を取り消した上で、改めてチケットを配付することができる。

(チケット配付等の通知)

第7条 知事は、前条に規定するチケットの配付を行った場合、チケットID交付通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(チケット配付の取消し等)

第8条 知事は、チケットの配付を受けた者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、チケットの配付を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当していなかった場合
- (2) チケットIDを配付者本人以外の者に譲渡した場合
- (3) チケットIDを不正に取得した場合
- (4) チケットIDを他人に交換・売却した場合
- (5) チケットIDを担保に供し、又は質入れを行った場合
- (6) チケットIDの取得や使用等に関して詐欺等の犯罪行為を行った場合
- (7) その他この規約に反する行為等、知事が不当と認める行為を行った場合

2 前項によりチケットの配付を取り消した場合は、知事は、チケットIDの無効化を公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下「協会」という。)に対して依頼することができる。

(チケットIDの返還)

第9条 チケットIDの配付を受けた者又はその申請者からチケットID返還の申し出があった場合において、知事は、当該チケットIDが使用されていないことを確認したときに限り、当該辞退を受け付けることができる。

2 第1項の規定により辞退を受け付けたときは、当該チケットIDを無効とするものとし、その旨を当該申出者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、再度本事業の申請を行うことができるものとする。

(調査等)

第10条 本事業において知事が必要と認める場合は調査することができる。

2 前項の調査に応じない場合、知事は、第6条第1項に規定する不配付の決定又は第8条第1項に規定する配付の取消し等を行うことができる。

(紛争の解決等)

第11条 配付したチケットIDの盗難・紛失・滅失に対して、知事は一切責任を負わない。

2 申請者又は配付対象者と協会との間での苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、知事は一切責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 63 号）、その他関係法令の規定に従い、個人情報保護に係る適切な措置を講じることとする。

(その他)

第 13 条 この規約に規定するもののほか、本事業に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規約は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1

児童

福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親
同法同条第 2 号に規定する養子縁組里親

別表 2

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業に係る施設
同法同条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る施設
同法第 7 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関
同法第 37 条に規定する乳児院
同法第 41 条に規定する児童養護施設
同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設
同法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設
同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設
同法第 44 条に規定する児童自立支援施設